

1. 会議名	令和6年度 第1回出雲市子ども・子育て会議
2. 開催日時	令和6年5月21日（火曜日）14時～16時
3. 開催場所	出雲市役所本庁 6階 全員協議会室
4. 出席者	< 委員 > 原 広治委員（会長）、高橋恵美子委員（副会長） 本田一勇委員、吉井安見委員、田村尚基委員 槇原綾子委員、今若久美子委員、上野貴幸委員 渡部英二委員、飯塚由美委員、佐野美保委員 廣戸悦子委員、原 久子委員、甲山美紀恵委員 堀江泰誠委員、梅野名美子委員、高橋義孝委員 （欠席） 芦沢隆夫委員、山岡 尚委員 （以上、順不同） < 事務局 > 子ども未来部長、子ども政策課長、保育幼稚園課長、 健康福祉部次長（福祉推進課長）、健康増進課長、 市民文化部次長（市民活動支援課長）ほか
5. 次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長・副会長選出 （1）会長あいさつ （2）副会長あいさつ 4 報告 （1）令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の実施状況について （2）県の子育て世代への支援拡充に伴う子ども医療費助成制度の改正（案）について （3）令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園状況等について （4）令和6年度の放課後児童クラブの入会状況等について 5 議事 （1）こども計画の策定について 6 その他 7 閉会

6. 議事要旨	以下のとおり
事務局	1 開会 定刻に開会。 委員の任期は令和6年度4月1日から2年間であることを説明。 委員紹介（省略） 〔会議成立〕 委員19名中17名が出席し、出雲市子ども・子育て会議条例第6条第2項により、定足数を満たしていることを報告。 〔会議の公開について〕 本会議は出雲市子ども・子育て会議規則第3条第1項の規定により、公開で行うことを説明。
市長	2 市長あいさつ 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、多くの皆様方にご出席いただきまして誠にありがとうございました。また、平素より子育て等についてのご支援、また深いご理解をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。 今回、新しく委員に就任された皆様をはじめ、引き続き就任をさせていただき皆様方、それぞれの専門性やお立場から、忌憚のないご意見、ご提言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。 さて、ご案内のように、いよいよ今年度は、国において策定された「こども未来戦略」が本格的にスタートし、児童手当の改正をはじめとした様々な制度変更や、新たな取組が始まる年になります。本市においても、本年度予算に反映をして取り組んでいるところです。また、国はこども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」を昨年末に閣議決定し、こどもが中心である「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしています。これを受け市町村は、国の「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めることになっています。 本市においては、現計画である「いきいきこどもプラン～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～」の内容に、「子ども・若者育成支援」を新たに加えた「出雲市こども計画」を策定したいと考えております。本年度、委員の皆様には、「出雲市こども計画」についてご審議をいただき、本市の子育て支援施策の充実に向けたご助言をいただければと思います。

	結びになりますが、本日の会議が有意義になりますようお願いをいたしまして、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
	3 会長・副会長選出 会長に原広治委員、副会長に高橋恵美子委員を選出
会長	(1) 会長あいさつ 既にご存じのとおり、国連の「子どもの権利条約」というものに日本が批准して30年が経ちます。その間にいろいろな施策が行われていますが、子どもを取り巻く環境や状況については、虐待や不登校などの様々な課題があり、それを受けて施策の実施や環境をどう整備するのか、子どもの居場所をどう考えるのか、保育教育の質をどう向上させていくのか等の課題も山積している状況にあります。 先ほど市長のお話にありましたように、国も「こども大綱」を閣議決定し、各自治体ではその自治体版の計画を策定するところです。多様な課題や問題がある中で、委員の皆様の様々なお立場から、あるいは事務局の方々のご意見を頂戴しながら、出雲市らしい計画ができたら良いと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
副会長	(2) 副会長あいさつ 長くこの委員をさせていただいておりますが、この会議で一緒に協議する機会を与えていただき、子どもたち一人ひとりがいきいき生活できるよう、成長していけるよう、そして保護者の皆様が子育てしやすいまちにしていきたいと思っています。少しでもお力になれるといいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。
	3 報告 会長が会議の議長を務める。（子育て会議条例第6条第1項）
会長	報告事項は4件あります。事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) 令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の実施状況について 〔事務局説明〕＜資料Ⅰ、資料Ⅱ（補足資料）＞
会長	ありがとうございました。今の説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお願いします。

委員	補足資料の2ページの放課後児童クラブの対応策について、「運営のあり方も含め、人材確保のための対策を検討する」となっています。人材の確保、あるいは処遇改善は、主語になっている運営のあり方だけでは片付かない問題であり、この運営のあり方と人材の確保はそれぞれ別個の課題であると思います。「運営のあり方も含めた」ではなく「運営のあり方や人材確保のための対策」ということで訂正をしていただけると大変ありがたいと思います。出雲市は児童クラブを地域の運営委員会に委託しており、一部は社会福祉法人による民設もありますが、これだけ受入児童数が増えると運営のあり方も多様に検討していかなければならないのではないかと思います。
会長	ご意見ありがとうございました。運営のあり方を含む事項になっていますが、並行してということで事務局もよろしいでしょうか。
事務局	承知しました。
会長	ありがとうございます。他にご意見、ご質問あればお願いいたします。
委員	資料1の2ページで「量の見込み」という書き方がされています、この「量」という言葉の使い方の説明をもう一度お願いしてもよろしいでしょうか。
事務局	量の見込みの意味ですが、資料1の2ページで言いますと、幼稚園や保育所等に入園、入所したいという申し込みの人数のことを指しております。「確保方策」というのが施設の定員数の合計となっております。
委員	補足資料3ページの幼稚園の預かり保育について、実際仕事をしており保育園に入れる方々に関しては無償化になると思われますが、その数と、そうではなく自宅の都合によって預かり保育を利用する方々の数字は把握しているのでしょうか。
事務局	保護者が就労等されていて無償で預かり保育を利用されている方、保護者は自宅にいらっしゃるがたまに預かり保育を利用される方、様々な方がいらっしゃると思います。実際は就労されている方で預かり保育を利用されている方が割合的にはかなり多い状況です。

	昨年6月の集計になりますが、幼稚園の預かり保育の利用率が55.1%に対して、幼稚園児の55.7%が保育の必要性があります。つまり預かり保育利用者のほぼ全員が、保育の必要性があると回答したという結果が出ております。
委員	それは就労証明書が出ているということですか。
事務局	その通りです。保育の必要性の認定があるということは、保護者の就労や疾病、求職活動など、保育所に入所する要件と同じ要件を備えていらっしゃるということです。
委員	資料1の2ページにある幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策について、年度当初から定員の弾力化を行っているということですが、定員の弾力化というのは、そもそも何に対応するために行ってもいいとされているのかを伺いたと思います。本来であれば、年度途中から、例えば既に通っておられる園児さんのご兄弟が入園されるなどを想定して、そこに対応するための弾力化ではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	定員の弾力化は、待機児童解消のために行っている中で、保育施設や保育の体制などで対応いただいているものです。弾力化の割合は、育休を取得した方の予約申し込みや、年度途中で入られる方も含めた数字になります。そこも見越して各園で対応されています。
委員	定員の弾力化は、やむを得ない場合に対応することはあるのかもしれないですが、本来あった方が良いのか、それとも定員以下の数字で経営や運営自体が安定して、定員内で児童数が収まるように保育園、保育所などが存在していた方が良いのか、その点についてお考えを伺いたと思います。
事務局	弾力化は特例というところがあり、本来であれば使わないで運営していく姿が望ましいと考えております。ただ、今の待機児童解消のために各園で努力いただいて対応が可能だという部分で、斐川や市中央部の園において入所申し込みが多い中、そちらを中心に実施していただいているところです。将来的には当然弾力化を使わない中で、定員なども検討しながら運営いただくようになると考えております。

委員	放課後児童健全育成事業について、資料1の4ページの実績の下に書いてある施設数のうち、公設あるいは民営の数の内訳を教えてください。
事務局	施設数50箇所のうち、公設クラブが43箇所、民設クラブが7箇所となっております。
委員	資料1の4ページの令和5年度の主な取組にある巡回相談員の配置について、巡回相談員による「支援が必要な児童の対応等の相談・助言を実施」が年132回と書いてあります。健全育成事業の中の支援が必要な児童のご相談をされた後に、更なる別の療育に必要な施設へつなぐというような実績があるのでしょうか。
事務局	巡回相談員が直接ご相談を受けて、放課後デイサービス等につなぐということは実施しておりません。
委員	同じページの下「土曜日開所時の職員配置の見直し」について、支援員の配置や職員の配置状況の見直しというのが、土曜日開所の場合にはどのように見直されたのかを教えてください。
事務局	土曜日の開所については、子どもの人数に関わらず、職員2名の配置が必須となっております。合同開所などをした際は、複数の児童クラブから職員2名ずつの勤務が必要となります。職員配置が過密になるため、条件を整えばそれぞれの児童クラブから1名ずつ出て、合わせて2名以上の職員を配置することで、土曜日の開所をすることができるという見直しをしております。
委員	放課後児童クラブについて、令和5年度から6年度の年度替わりの際、例えば60代後半、70歳の高齢の方が家族にいる場合の条件が少し厳格になったと聞いております。どういう事情や経緯があったのか教えてください。
事務局	児童クラブの入所の要件として、75歳未満の方と同居している場合には、その方も就労証明や診断書が必要ななどの保育の要件がございますが、この要件自体は変わっておりません。しかし、これまで農業をしておられる方については、民生委員の証明で構いませんとしておりましたが、就労証明書を出していただくようになりました。その結果として、

	少し厳しく感じておられる人もおられるかと思います。
委員	補足資料の2ページに「乳幼児全戸訪問事業」があり、課題のところで精神的不調が見られた方、とりわけハイリスクの方には再訪問できるようにしているということですが、この対象者というのはあくまで褥婦という考え方なのか、それとも同居されているパートナーなども含めた考え方なのか伺いたいと思います。
事務局	基本的には褥婦ということになります。褥婦の方が産後うつ等で非常に精神的なところで落ち込みがあったり、様々なストレスが掛かったり、思うように動けないような方がいらっしゃいます。そうした方を対象にフォローをしております。
委員	個人で見ると褥婦の方になると思うのですが、家族という単位で見ると、その方をケアする周りの方に対するケアも必要だと思います。周りにいるご家族への声掛けなどの体制もあるのか伺いたいと思います。
事務局	確かに褥婦が精神的に不安定になった場合に、周りの家族、知人、友人の方へも影響があるというのはご指摘のとおりだと思います。ただ、褥婦の方がなかなか周りのサポートを受けられないという状況が非常に多くなっているため、まずは褥婦の方へのフォローをいたします。周りのサポートを受けられないことが産後のうつ等も影響しているのではないかとわれ、保健師や助産師等がこの褥婦をサポートするという考え方になります。その中で、当然ご家族等でケアが必要なことがあれば、保健師等がお話を聞くという状況はあります。
会長	たくさんのご意見、ご質問ありがとうございます。委員の皆様にいただいた意見を踏まえ、更に進めていただきたいというふうに思っています。よろしくお願いいたします。 2つ目の「県の子育て世代への支援拡充に伴う子ども医療費助成制度の改正（案）」について説明をお願いします。
事務局	(2) 県の子育て世代への支援拡充に伴う子ども医療費助成制度の改正（案）について 〔事務局説明〕＜資料2＞
会長	ありがとうございます。先ほど説明について、ご意見、ご質問があれ

	ばお願いいたします。
委員	今回、県から出るお金が交付金から補助金へ変わったことについて、補助金になって当然支出額を県が負担してくれる部分が増えて良かったと思いますが、市から見て交付金と補助金でどちらの方が助かるなどのお考えがあれば教えてください。
事務局	交付金は、県内の市町村全体で県の予算が3億2,000万円と上限が決まっています。しかも医療費はその年によって増減が激しいため、医療費が多い年は2分の1に全く届かない状況です。そうすると確実に2分の1もらえる補助金の方が良いと考えております。
委員	県議会の資料などを見ても、市町村会から重点的に要望が出されており、各市町村が様々な子育て支援を進めていく中で、これだけ需要があるなら県としても何とかしようとなったのではないかと思います。ある意味、市長を先頭に市職員や執行部、市民の声が県を動かす力になったのではないかなと思いますので、どうか要望を上げていていただきたいと思います。
会長	ありがとうございました。それでは次に「令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園状況等」について説明をお願いいたします。
事務局	(3) 令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園状況等について 〔事務局説明〕＜資料3＞
会長	ご意見、ご質問があればお伺いいたします。 (意見なし)
会長	ご説明していただいた内容のとおりで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。続いて、「放課後児童クラブの入会状況等」について説明をお願いいたします。
事務局	(4) 令和6年度の放課後児童クラブの入会状況等について説明 〔事務局説明〕＜資料4＞
会長	ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

	(意見なし)
会長	こちらにつきましても、ご説明いただいたように進めていただきたいと思います。報告事項の全体を通して、何かあればお願いします。
委員	児童クラブは入所希望が年々増加しており、直近3年でも7%ぐらいの伸び率です。これに应运、市としてはかなり新設・拡充されて、今や100人規模の児童クラブも数か所ありますが、職員確保が非常に大きな課題となっております。長期休暇の時は、朝8時から夕方6時までの10時間預かることもあり、人員としても平常の2倍、3倍ぐらいの人員確保が必要です。そこで、処遇改善も含めた様々な方策もありますが、運営のあり方自体も少し見直していかないと無理がくるのではないかと思います。松江市でも児童クラブ数や関連の民設クラブも多いと聞いています。出雲市においても、そういう選択肢も入れた運営のあり方等を検討する時期に入ってきたと思います。委員の皆様におかれましても、児童クラブの現状に鑑みて、そうしたことをこれからもしっかり検討していかなければならない時期に来ているということも、ご理解をいただきたいと重ねて申しあげておきます。
事務局	本年度設置するワーキンググループにおいて、様々なご意見を頂戴しながら検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	5 議事 続いて議事に移ります。「こども計画の策定」について、事務局の方から説明をお願いします。
事務局	(I) こども計画の策定について説明 〔事務局説明〕＜資料5＞
会長	はい、ありがとうございます。資料については既にお読みいただいて、今日は来ていただいているのではないかと思いますのですが、先ほどありましたように、この辺のことも増やしてほしいとか、あるいはこの辺はどういうことなのだろうかということを含めまして、ご意見やご質問があればお願いします。いかがでしょうか。

委員	今までの説明で「いじめ問題」という言葉があまり出てなくて、やっと最後のページで出てきたと思いました。いじめの後に不登校対策も書いてあります。「外国にルーツのあるこどもの支援」も記載がありますが、言葉が理解できないためいじめの対象になる、あるいは発達障がいの子をいじめるなど、もう少し「いじめ」という言葉を大きな字あるいは太字で記載し、ランク付けを上位にしていいただきたいと感じました。
会長	ありがとうございます。いじめに関しては、全国的には増えている状況であり、いじめ問題を一つの柱にして、より重きを置いてほしいという意見でした。他にございましたらお願いいたします。
委員	資料5の5ページに不登校対策と書いてありますが、肌感覚として不登校の子がとても増えていると感じています。不登校の子どもまたは保護者に対するケアや相談する場所があったりするのか、不登校の子どもの居場所づくりは、どのように進めているのかお伺いしたいです。
事務局	不登校対策については、本年2月に不登校対策指針を策定いたしました。市内の小中学生の不登校数がここ数年特に増加している現状もあり策定いたしました。広く市民の皆様のご協力も得ながら、様々な施策を打っていきこうということで、今月の市の広報では、概要版を掲載しております。相談機関に関しても、これから具体的に検討しつつ、民間等の協力も得ながらやっていきこうと方針を示しております。今回のこども計画の中にも、その辺りを入れ込めたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
委員	今日の会議は、子どもの権利や子どもたちへの保障に関する意識が高く、子ども自身が「自分たちはその権利を持っている」と思わないと、大きく物事は動かないのではないかと思います。今日の説明にあった「こどもたち一人ひとりが主人公」というところがしっかり出てこないといけないと思います。学校教育でも子どもの権利などを大事にして取り組み、学校で教わる時間があると良いと思いました。学校では11月頃に「子どもの人権条約」を読み聞かせをしたり、人権同和教育について学んだりしますが、自分たちは一人ひとりが主人公なのだという学びの場が学校現場にもあると本物になっていくのではないかなと思いました。
会長	ありがとうございます。大人側のいわゆる「守る」というイメージで

	はなくて、子ども自らが発信していく場を教育でも取り入れていくことが、「こどもまんなか社会」ということかなと思って聞かせてもらいました。そうしていただけるとありがたいです。
委員	資料5の5ページ②の「ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援」について、「学童期・思春期の支援」のところに「総合的学習の推進」と「ふるさと教育」という項目があります。この2項目は、主に学校による推進教育の中に入れた方が良いと思いました。
事務局	具体的な事業として括弧書きで記載していますが、あくまでも今回はイメージとして見ていただければと思っております。そういったご意見をたくさん頂いて、一つ一つの事業について考えていきたいと思っております。
委員	「ふるさと教育」についてですが、子どもたちが、この地で生まれ育ったという愛着心を育てていくというところでは、「学童期・思春期の支援」に入っているのも良いと私は思っています。また、子ども自身が自分で考えて行動できて初めて「こども中心」ということだと思います。自分自身の自己肯定感を高めたりするためにも、自分自身のルーツや生まれ育ったふるさとへの愛着心、そういったところはとても重要なことだと思います。
委員	資料の5ページ③の「発達支援、障がい児への支援」について、実は保育園というところは「インクルーシブ保育」という理念のもと、障がい児の方々、発達障がいを持つ子どもたちも増えているのは実感しています。その中で、保育園としてできること、他機関との共有、協力も含めて、例えば発達クリニックやことばの教室、児童発達支援事業などによる実施はとても難しいと思います。しかし、これを全て保育園で対応すると無理があります。やはり様々な専門機関とのやりとり、専門機関がしっかりと受け入れていただけないといけません。就学される際にも、例えば特別支援教育を受けたい方の判定や、それを保護者へお話をするのも保育園の園長が行う形になっております。保育園にいる間は園長が責任を持つという形のため致し方無いと思います。しかし、就学を迎えたときにはスクールヘルパーにしっかり対応いただきたいし、たくさん人がいればより子どもたちを見ていただけるのではないかなと思います。専門機関等へ行くにも何か月待ちの状況も必ず出てきます。何か月かに1回しか行けない専門機関に何の意味があるのだらうと思います。

委員	子どもたちを一人ひとり見ていくためには、そのようなシステムが必要だと思しますので、計画の中でも焦点を当てて、取り組んでいただきたいと思います。 資料5の5ページの「ふるさと教育」について、これは保幼小連携や小中連携にも入ると思って聞きました。幼稚園などは、感動体験や自然体験など様々な環境を保育の中に有効活用いただけたらと思っています。地域と連携して、子どもとの交流をたくさんさせていただいています。子どもたちはそうした交流の中で、見守られている園の先生たち、保護者以外の地域で見ていただいている、愛されていることを感じ取っているのではないかなと思います。 また、こども施策の6つの理念というのが「こども大綱」にありましたが、その中にも子どもが自分に直接関係することに意見が言えたり、社会の様々な活動に参加できること、全ての子どもは年齢や発達の程度に応じて意見が尊重されるというようなことが記載されていました。出雲市でも子どもの意見反映としてニーズ調査を実施したり、これからの「こどもまんなか社会」として子どもの意見を取り上げていこうという姿勢が良いと思いました。出雲市総合振興計画の「高校生アンケート」、出雲市中学生サミットでの意見、市長の中学校訪問での意見など、調査実施予定の内容も分かりました。子どもたちが意見を言うだけでなく、それを大人たちがどう受け止めて、このように考えたということが分かるフィードバックをしているのか、また今後する見通しがあるのかお聞きしたいです。 それから、資料5の4ページにあるこども大綱基本方針について、「若者が幸せな状態で成長できるようにする」という文言があります。この「幸せの状態」というのは、様々なところで出てきます。こども大綱にも少し出てきますが、子どもたちの成長後に影響をもたらす可能性として、何かに熱中する意欲や他者を思いやること、気持ちをコントロールする力、やり抜く力、認知能力、社会情動的スキルなどが養われると、その幸せな状態につながる可能性があると言われています。その根底には幼児期にしっかり遊び込むこととありますが、本当に全くそうだなと思っております。自分の考えに寄り添い、自分が楽しい遊びを先生たちも一緒に楽しんでもらえたなどの経験を幼児期にしてもらうことが大事なことだと思いました。
事務局	貴重なご意見ありがとうございました。こどもの意見表明や意見を言える場の提供などについて、非常に大切であると考えております。フィ

	ードバックや意見反映の仕方については、仕組みも踏まえて、今後この計画に盛り込んでいけたらと考えております。現在、アンケート調査結果から、計画を作成する形にはしておりますが、具体のところは検討できておりませんので、そのあたりも含めて組み立てていけたらと思います。
副会長	資料5の5ページ②に、「青年期の支援【新規】」があります。ひきこもりに関する相談や就労支援に力を入れて取り組んでもらえたらと思っています。発達障がいや外国にルーツがある子ども、子どもの貧困への支援にもつながってくるところがあると思います。現在、出雲市あるいは民間で、青年期の支援、ひきこもりの子どもへの就労支援みたいなどころ何か事業が行われていますでしょうか。
事務局	市民活動支援課の方で「子ども・若者支援センター」を持っており、そこでひきこもり等の相談は増えております。年間2,000件程度の相談がある状況です。就労支援については、多くの人には案内できておりませんが、困難を抱える若者が企業で就労体験をすることもやっています。
事務局	福祉推進課の方では就労支援ということで、生活困窮者の相談があった場合に、社会福祉協議会にも委託して、就労支援等でいろいろな対応を相談しています。また、ひきこもりについては、中学校を卒業してしまうと、なかなか目に見えてこないですが、実態として高校や大学への進学、就職をされてから挫折されたということで、その方自体が実は発達障がいを持っていたなどの状態も分かってくる場合があります。現在、「総合相談支援事業」という福祉事業を実施しており、そういった方に対して何か取組をしていきたいと進めているところです。ただ、対象になった方がどこにも属していなかったりして見えにくい部分もあります。関係機関を集めて様々な対応をしていきたいと動き始めているところです。
副会長	ありがとうございます。不登校になりそのまま就労ができなかったりすることもあり、青年期あるいはもう少し早い段階から、就労を見据えた支援が必要だと思います。よろしくお願いします。
委員	資料5の5ページにある様々な項目は、私たちは触れ合う機会や関係する機会が多くあります。子どもが何か事が起こった後の対策は学校や福

	社でも少しずつ協力してやってくださっていると思いますが、子育て期間で大事な0～2歳のところは本当に保育園の方も苦勞なさって、安全面も含めて取り組んでいると思います。その中で一対一対応や子どもとの関わりの重要性をどのようにしたらいいのか。小学校や中学校に行った際に話を聞くと、不登校の児童、あるいは行き渋りの児童・生徒が何で休むのか自分でも理由が分からない。なぜ自分が嫌なのか、それも分からないと聞きます。原因が分からないのに対策が取りにくいのは事実で、全体的に登校していないから教育委員会等に相談をするというようなシステムになっています。保護者との関係性がスムーズに行く場合と行かない場合があり、長期化しています。子どもが挫折などをするのを保護者も心配はするのですが、自分のことが忙しくてなかなか子どもに向き合えない。そのうち諦めに近い状況が実際起きているというのは、学校の先生方とも話をしていて感じます。小学校の場合でも、不登校の子どもが泣きながら連れて来られるのは必ずおじいさん、おばあさんです。両親は仕事を休まない、あるいは休めない状況にあります。自分で自分のことができるように子どもが育つためには、やはり3歳までに、自分が育っていく力をどう付けさせるかが大切だと思いますので、市として体制を整えるなど、どう考えておられますか。
会長	ありがとうございます。予定していた時間よりも長い時間、それぞれの立場からお話しいただきました。まだまだご意見等あるとは思いますが、それに関しましては、また事務局の方にメールやFAXなど文字でお伝えいただきたいと思います。 この計画を作る際、「ここまでに、これぐらいの期間、これぐらいの人が入る、だからこれぐらい施設が要ります」という量のことはよく出ますが、それは何のためにやっているのか、何を大事するのか、そのためにどうするかなどの質の部分が計画に盛り込まれていくことが大切だと思いました。 予定しております報告、議事については全て終わりました。全体を通して何かご発言があればお願いいたします。
委員	こども計画の策定に関して、それぞれが極めて重要で広範囲な計画内容になっていると思います。その質の面と、実効性を高めるための方策を絵に描いた餅に終わらせないためにどうするのかをこういう場でも論議して、中身に盛り込んでいくようにしてもらいたいと思っております。

会長	ありがとうございました。これで全ての報告、議事を終了させていただきたいと思います。ではこの後の進行を事務局にお返しします。
事務局	会長ありがとうございました。委員の皆様にも長時間にわたりありがとうございました。それでは閉会に当たりまして、子ども未来部・部長の金本がご挨拶申し上げます。
部長	委員の皆様、原会長、高橋副会長には今回も快く引き受けていただきありがとうございます。任期がこれから2年間ということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。今日は第1回会議ということで、先ほどたくさんご意見をいただいたところです。本日は骨子ということで、次回会議では本日のご意見等を踏まえて、具体的に肉付けしたものをお示しして、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思っています。 計画の中でもありましたとおり、出雲市としては、少子化対策はまちづくりの総合対策ということで進めております。出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育といったそれぞれのライフステージで切れ目のない支援として、子ども未来部だけではなく、関係部局が連携、協力して計画を作り上げていきたいと思っています。委員の皆様には、今後とも引き続きご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。
事務局	6 その他 続きまして連絡事項がございますので、担当から説明をいたします。 第2回の子ども・子育て会議は8月23日金曜日10時から開催する予定としております。また、第3回を11月5日の2時から、第4回を2月5日の2時から予定しています。いずれも場所は市役所6階全員協議会室です。委員の皆様には、会議の1か月前に、改めてご案内いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。 続いて2点目です。本日の資料の中に「こども計画に関する意見について」を用意しております。本日の会議で言いそびれたことなど、こども計画に対してご意見等ございましたら、今月末までのところで事務局までご送付ください。
事務局	7 閉会 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。次回の会

	議もどうぞよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。
--	----------------------------------